

件 名	堺市職員の給与の特例に関する条例（案）の制定について								
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月 「国家公務員の給与及び臨時特例に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、国家公務員給与の減額措置を実施（平成26年3月末まで） ⇒ 法附則第12条「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法施行により、堺市のラスパイレス指数が上昇する見込み。 法附則第12条の規定を踏まえ、堺市の職員給与について市民の理解と納得を得るためには、国家公務員との給料の均衡を保つべき。 財政運営について厳しい状況が続く中、市民サービスの水準を低下させることなく安定的に提供し続けなければならない。 								
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【減額措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職に応じて給料月額の減額措置を講ずる。 <table border="1" data-bbox="486 1205 1291 1462"> <thead> <tr> <th>役職区分</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長級・部長級</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>部次長級・課長級</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下</td> <td>3% ただし、若年層については2%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減額措置期間 2年間（平成25年4月1日から平成27年3月31日まで） <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年2月 議会への提案 平成25年4月1日 施行（予定） 	役職区分	減額率	局長級・部長級	6%	部次長級・課長級	4.8%	課長補佐級以下	3% ただし、若年層については2%
役職区分	減額率								
局長級・部長級	6%								
部次長級・課長級	4.8%								
課長補佐級以下	3% ただし、若年層については2%								
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> 影響額 ▲1,400,000千円（2年間） 								
関係局との 政策連携									

堺市職員の給与の特例に関する条例（案）

（給与条例の特例）

第1条 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用する短時間勤務職員を除く。以下同じ。）に対する給料の月額を支給に当たっては、給料の月額から、給料月額（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第31号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定により支給される給料を除く。以下同じ。）に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級及び号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級及び号給		割合
	級	号給	
行政職給料表	1級	72号給以下	100分の2
		73号給以上	100分の3
	2級	32号給以下	100分の2
		33号給以上	100分の3
	3級	12号給以下	100分の2
		13号給以上	100分の3
	4級及び5級	全号給	100分の3
6級	全号給	100分の4.8	
7級以上	全号給	100分の6	
消防職給料表	1級	64号給以下	100分の2
		65号給以上	100分の3
	2級	40号給以下	100分の2
		41号給以上	100分の3
	3級	28号給以下	100分の2
		29号給以上	100分の3
	4級及び5級	全号給	100分の3
6級	全号給	100分の4.8	
7級以上	全号給	100分の6	
福祉職給料表	1級	60号給以下	100分の2

		6 1 号給以上	1 0 0 分の 3
	2 級	3 2 号給以下	1 0 0 分の 2
		3 3 号給以上	1 0 0 分の 3
	3 級及び 4 級	全号給	1 0 0 分の 3
	5 級	全号給	1 0 0 分の 4. 8
再任用職員給料表	3 級以下		1 0 0 分の 3
	4 級		1 0 0 分の 4. 8
	5 级以上		1 0 0 分の 6

2 特例期間中における平成 1 8 年改正条例附則第 7 条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額（堺市職員の給与の特例に関する条例（平成 2 5 年条例第 号）第 1 条第 1 項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じる前の額とする。）」とする。

3 特例期間においては、職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、第 1 項の規定は、適用しない。

4 特例期間における上下水道事業管理者の支給減額率は、行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が 8 級以上のものの例による。

（任期付職員条例の特例）

第 2 条 特例期間においては、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 6 年条例第 8 号。以下「任期付職員条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された者（以下「特定任期付職員」という。）に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が 1 号給又は 2 号給のもの 1 0 0 分の 3
- (2) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が 3 号給又は 4 号給のもの 1 0 0 分の 4. 8
- (3) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が 5 号給以上のもの及び同条第 3 項の規定による給料月額を受ける職員 1 0 0 分の 6

2 前条第 3 項の規定は、特定任期付職員について準用する。

（端数計算）

第 3 条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。